○国土交通省告示第八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年一月二十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5482号	航海用レーダー	FAR−1518−12 AF	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号
第5483号	〃	FAR−1518−20 AF	〃	〃
第5484号	〃	FAR−1528−20 AF	〃	〃
第5485号	〃	FAR−1528−24 AF	〃	〃
第5486号	電子プロッティングプロッティング装置	EPA−1508	〃	〃

○原子力規制委員会告示第一号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第二号）の施行に伴い、及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）第十八条第四号の規定に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月三日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（安全上重要な機器等）

第十三条　規則第十八条第四号の原子力規制委員会の定める機器及び構造物は、安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）に定める表の上欄第一号に掲げる型式及び設備について同表の下欄に掲げる機器及び構造物とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年東北地方整備局告示第五十七号いわき都市計画道路事業三・四・百二十七号三函台山線及び三・四・二号国道六号線

三　事業施行期間　自平成十八年三月十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島八八七番一地先から同町大字東野二九三番地先まで	前	三二・五メートル	六六〇・四八キロメートル
	後	二二・三メートル	五二〇・二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲府市貢川二丁目三三四番から同市貢川一丁目三九四番まで	前	九・〇メートル	一五〇・三〇七キロメートル
	後	一〇・一メートル	一九〇・四一〇・三〇七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四十号

那珂川水系に係る指定区間外の一級河川那珂川について、昭和四十四年六月十二日付け建設省告示第三千八十六号で指定した河川予定地の区域を廃止する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

平成二十九年二月三日

関東地方整備局長　大西　亘

○近畿地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	城陽市水主森ノ東三七番九から京田辺市大住三本木九番まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月四日六時